

大阪府ビル省エネ度判定システム QA集

平成29年11月6日
大阪府住宅まちづくり部
公共建築室設備課

【省エネ度判定システムについて】

1. 建物概要入力

Q1. 建物概要の入力について

Q1-1 作成者と確認者（判定者）を同一人物が兼ねてもよいか？

A. 確認者（判定者）の要件を満たす有資格者（Q1-2参照）であれば、作成者と確認者（判定者）を同一人物が兼ねることも可能です。

Q1-2 確認者（判定者）とはどのような人物が該当するのか

A. 設備設計一級建築士、建築設備士、エネルギー管理士、技術士（建設、電気・電子、機械または衛生工学のいずれか）、SHASE（公益財団法人空気調和・衛生工学会）技術フェローの有資格者が該当します。大阪府に認証申請をするにあたっては、この有資格者に省エネ度判定システムの入力を行っていただく必要があります。

Q2. 建物用途と延べ床面積について

Q2-1 建物の用途ごとに延べ床面積を入力することになっているが、例えば大部分が一般事務所一部が飲食店（食堂）の場合、厳密に区分する必要があるのか？

A. 基本的には用途ごとに入力するべきではありますが、厳密に区分することによって、一部データの 입력が困難になる等支障のある場合は、施設の主用途に含めることも可能です。

2. 運用省エネ性能の入力

Q3. 年間エネルギー消費量の入力について

Q3-1 換算係数が予め設定されているが、特殊事情等で係数が異なる場合はどうすればよいか

A. 「換算後消費量」（自動計算セル）が適正な値となるよう、「年間エネルギー消費量入力欄」の値を逆算して入力して下さい。または、「年間エネルギー消費量入力欄」のその他に直接1次エネルギー使用量を入力することもできます。

Q3-2 エネルギー量の入力根拠を記載する欄があるが、何を記載すればよいか

A. ここでいう根拠とは、例えば電力・ガス等の領収書等、消費エネルギー量のわかる資料のことを指します。

Q4. 特殊条件の直接入力、空室率補正、操業時間補正について

Q4-1 特殊条件にはどのような場合が該当するのか

A. 事務所ビルにデータセンターのような負荷の大きなテナントが入居している場合や事務所ビルに店舗が入居している場合などが該当しますが、その他判断に困る場合は、ホームページ等に記載の事務局までお問合せください。

Q4-2 特定負荷（E_{ss}、E_{su}、E_{so}）には、どのような値を入力すればよいのか

- A. 該当するフロアや居室部分の実エネルギー使用量（個別計測データ等）を入力して下さい。
- Q4-3 操業時間補正の補正対象エネルギー消費量 E_t は、どのような値を入力すればよいのか
- A. 原則は補正対象部の実エネルギー消費量を入力しますが、個別計測データが不足している等難しい場合は、補正後エネルギー消費量 E_C の値に、全床面積に対する補正対象部の床面積按分で計算することも可能です。

3 a. 1. 設計省エネ性能の入力

Q5. I 断熱について

- Q5-1 (1) 外壁の高断熱化、(2) 屋根の高断熱化について、評価内容欄の「その他これに相当する断熱性能を有する」とはどういう意味か
- A. 例えば(1) 外壁の高断熱化では、「厚さ 20mm 以上の吹付硬質ウレタンフォーム断熱材の使用」をした場合の熱貫流値よりも低ければ、「その他これに相当する断熱性能を有する」こととなります。

Q6. II 空調について

- Q6-1 中央式の採用割合については、「中央式熱源機器の冷熱能力合計値÷建物全体の熱源機器の冷熱能力合計値」で計算すればよいのか
- A. その計算方法で問題ありません。
- Q6-2 (1) 高効率熱源機器の採用について、電気式の熱源機器の場合、COPを1次エネルギーに換算する際の換算係数はどの値を採用すればよいのか
- A. まずは製造メーカー等にご確認いただき、わからない場合は換算係数を 0.369（※一般財団法人省エネルギーセンターより）として計算して下さい。
- Q6-3 (6) 大温度差送水の採用割合については、部分的にでも $\Delta t = 7^\circ\text{C}$ 以上を満たしていれば、採用割合を1としてよいのか
- A. 主要部分で採用していれば、1を入力して下さい。
- Q6-4 (7) 冷却塔の制御について、空冷式や地域冷暖房等、冷却塔を必要としないシステムを導入している場合、入力はあるか
- A. 冷却塔に関する評価項目のため、冷却塔がない場合は評価の対象とはなりません。
- Q6-5 (9) 外気制御、外気利用の a、b について入力するには外気量や空調の風量データが必要になるが、現実的に測定することは難しく、別の方法から採用割合を入力することはできないか
- A. 風量での計算が難しい場合は、当該制御を導入している範囲の床面積按分で計算することも可能です。
- Q6-6 (9) a の CO₂ 濃度制御の評価基準について、計算する際の分母となる「空調機の外気量合計」は建物全体で見るとはならず、CO₂ 制御を導入効果のある居室等に限定して考えてよいのか（非居室など CO₂ 制御の効果が低い部屋については、「空調機の外気量合計」の算定から省いてよいのか。）
- A. CO₂ 濃度制御の導入する効果の薄い非居室等については、除外しても問題ありません。

Q7. Ⅲ換気について

Q7-1 (2) 全熱交換器とエアコンとの省エネ連動制御については、外気量のデータが必要になるが、現実的に測定することは難しく、別の方法から採用割合を入力することはできないか

A. Q6-6と同様、当該制御を導入している範囲の床面積按分で計算することも可能です。

Q8. Ⅳ給湯について

Q8-1 (3) 給湯配管の断熱強化について、局所式の場合、採用不可との記載があるが、局所式と中央式の両方式を採用している場合は採用可能か

A. 両方式を採用している場合、中央式の給湯配管に所定の断熱が採用されていれば、入力することができます。

Q8-2 (5) 局所給湯器の採用について、給湯箇所的一部分でも採用していれば採用割合を1としてよいか

A. 主要部分にて局所式を採用していれば、1を入力して下さい。

Q9. Ⅴ照明について

Q9-1 (1) 照明器具のインバータ化について、Hfを採用していれば、a、bに採用割合を重複して入力してよいか

A. aについてはあくまでも安定器のみインバータに交換している場合に入力して下さい。そのため、(1) a、b及び(2)の採用割合を足し合わせた値は1以下になりますのでご注意ください。

Q9-2 (2) LED照明の採用について、採用割合の入力は消費電力割合となっている。

LEDは消費電力が少なく、従来照明と混在している場合は消費電力割合で計算すると割合が少なくなってしまうが、別の方法から採用割合を入力することはできないか

A. LEDと従来照明が混在している場合は、採用割合を床面積按分で計算することも可能です。

3 a. 2. 設計省エネ性能の入力

Q10. 特定省エネ項目の入力について

Q10-1 特定省エネ項目として入力する値は、実績値でもよいのか

A. 実測値または理論値を入力して下さい。

3 b. 設計省エネ性能の入力 (BEI、ERR)

Q11. BEI、ERRによる設計省エネ性能の算出について

Q11-1 BEIやERRを入力する際の根拠資料として、必要となるものは

A. BEI値を入力する場合、モデル建築法入力支援ツールの適合判定結果や第3者認証の結果をご提出ください。また、ERR値を入力する場合は、原則CASBEEの入力データをご提出ください。ただし、文献等を引用して根拠とすることも可能です。(ただし、自社出版を除く)

【認証手続きについて】

Q12-1 申請手数料は必要か

A. 大阪府に対する申請手数料は不要です。

Q12-2 申請を検討しているが、申請書類にはどのような資料が必要となるのか

A. 大阪府のホームページ上で公開している各様式その他、省エネ度判定システムの入力データ及び入力したデータの根拠(エネルギー消費量の実績や設備機器仕様のわかるもの(図面等))が必要となります。根拠となる図面が無い場合は、現況の写真等での代用も可能です。詳しくは事務局までお問合せください。

Q12-3 認証申請する期間は定められているか

A. 随時受付を行っており、申請期間は特に定めておりません。

Q12-4 認証されたら、大阪府から公表されるのか

A. 申請者からの同意が得られた場合に認証事例として大阪府のホームページ上で公開させていただきます。

【広告や表示等について】

Q13-1 認証を受けると、対外アピールや広告等に使用してもよいのか

A. 対外アピール等に使用いただいて構いません。

問い合わせ先

大阪府住宅まちづくり部公共建築室設備課 設備計画グループ
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎26階

電話 : 06-6941-0351 (内線 4639)

ファクシミリ : 06-6210-9784